第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

_				15 → 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1
				線局を次の(1)から(3)までのとおり定める。 次の表の左欄の区分に従い、それぞれ同ま
	の右欄に掲げる値以下であ		、この色別域及(在)が、	DV > 2X > 7 EAR > 2E / A CAUCAURIA
				の外部における電界強度を当該無線設備からの距離に応じ 同用される無線設備については当該生体の外部におけるも
	周 波 数	帯電界	強度	
	3 2 2 MH z 以下	毎メートル	A	
	3 2 2 MH z を超え 1 0 c	GHz以下 毎メートル	В	
	(2) 当該無線局の無線設備か			エメートル200マイクロボルト以下のもの
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	並びに電波の型式及び周波数		
_	(3) 標準電界発生器、 C C			
2)	①の(1)の電界強度の測定力	i法については、別に告示す	ර <u>ි</u>	
	A	В	С	
1	100マイクロボルト	35マイクロボルト	ラジオゾンデ	
2			ラジオゾンデ	
3	,	150マイクロボルト	ヘテロダイン周波数割	•
4	500マイクロボルト	35マイクロボルト	ヘテロダイン周波数記	ı
		の取消しを受け、その取消し	しの日から2年を経過した	い者には、無線局の免許を与えないことか
2	できる。 総務大臣は、無線局の運用の 与えないことができる。	の停止の命令を受け、その係	停止の期間の終了の日から	っ2年を経過しない者には、無線局の免許を
	総務大臣は、電波の発射の代えないことができる。	渟止の命令を受け、その停』	上の命令の解除の日から2	2年を経過しない者には、無線局の免許を与
4	総務大臣は、刑法に規定す			つり、又はその執行を受けることがなくなっ
	た日から2年を経過しない者	には、無線局の免許を与えた	よいことができる。	
A – 3	次の記述は、無線局の予備免	許について述べたものである	る。電波法(第8条)の	規定に照らし、 内に入れるべき最も
	次の記述は、無線局の予備免 切な字句の組合せを下の1か			規定に照らし、 内に入れるべき最も
適	切な字句の組合せを下の1か	ら 4 までのうちから一つ選~	.	
適 ①	切な字句の組合せを下の1か 総務大臣は、電波法第7条 ときは、申請者に対し、次の	ら 4 までのうちから一つ選へ (申請の審査)の規定により (1)から(5)までに掲げる事項	、) 審査した結果、その申請 質を指定して、無線局の予	情が同条第1項各号に適合していると認める 予備免許を与える。
適 ①	切な字句の組合せを下の1か 総務大臣は、電波法第7条 ときは、申請者に対し、次の (1) 工事落成の期限 (2)	ら 4 までのうちから一つ選へ (申請の審査)の規定により (1)から(5)までに掲げる事項) A (3) B	、) 審査した結果、その申請 夏を指定して、無線局の (4) C	情が同条第1項各号に適合していると認める 予備免許を与える。 (5) D
適 ① ②	切な字句の組合せを下の1か 総務大臣は、電波法第7条 ときは、申請者に対し、次の (1) 工事落成の期限 (2) 総務大臣は、予備免許を受り	ら 4 までのうちから一つ選へ (申請の審査)の規定により (1)から(5)までに掲げる事項) A (3) B	、) 審査した結果、その申請 夏を指定して、無線局の (4) C	情が同条第1項各号に適合していると認める 予備免許を与える。 (5) D
適 ① ②	切な字句の組合せを下の1か 総務大臣は、電波法第7条 ときは、申請者に対し、次の (1) 工事落成の期限 (2)	ら 4 までのうちから一つ選へ (申請の審査)の規定により (1)から(5)までに掲げる事項) A (3) B	、) 審査した結果、その申請 夏を指定して、無線局の (4) C	情が同条第1項各号に適合していると認める 予備免許を与える。 (5) D
適 ① ②	切な字句の組合せを下の1か 総務大臣は、電波法第7条 ときは、申請者に対し、次の (1) 工事落成の期限 (2) 総務大臣は、予備免許を受り	ら 4 までのうちから一つ選へ (申請の審査)の規定により (1)から(5)までに掲げる事項) A (3) B	、) 審査した結果、その申請 夏を指定して、無線局の (4) C	情が同条第1項各号に適合していると認める 予備免許を与える。 (5) D
適 ① ②	切な字句の組合せを下の1か 総務大臣は、電波法第7条 ときは、申請者に対し、次の (1) 工事落成の期限 (2) 総務大臣は、予備免許を受け きる。	ら 4 までのうちから一つ選へ (申請の審査) の規定により (1)から(5)までに掲げる事項) A (3) B ナた者から申請があった場合	、審査した結果、その申請 頁を指定して、無線局の (4) Cにおいて、相当と認めるC	情が同条第1項各号に適合していると認める 予備免許を与える。 (5) D ときは、①の(1)の期限を延長することがで
適 ① ②	切な字句の組合せを下の1か 総務大臣は、電波法第7条 ときは、申請者に対し、次の (1) 工事落成の期限 (2) 総務大臣は、予備免許を受い きる。 A 発射可能な電波の型式及び	ら 4 までのうちから一つ選へ (申請の審査)の規定により (1)から(5)までに掲げる事項) A (3) B けた者から申請があった場合 B 周波数の範囲 警急信号	 *。 審査した結果、その申請額を指定して、無線局の予(4) C C C C C C E 空中線電力 なく 	情が同条第1項各号に適合していると認める 予備免許を与える。 (5) D ときは、①の(1)の期限を延長することがで D
適 ① ②	切な字句の組合せを下の1か 総務大臣は、電波法第7条 ときは、申請者に対し、次の (1) 工事落成の期限 (2) 総務大臣は、予備免許を受い きる。 A 発射可能な電波の型式及び、 発射可能な電波の型式及び、 発射可能な電波の型式及び、	ら 4 までのうちから一つ選へ (申請の審査)の規定により (1)から(5)までに掲げる事項) A (3) B けた者から申請があった場合 B 周波数の範囲 警急信号	 *。 審査した結果、その申請 預を指定して、無線局の (4) C たおいて、相当と認める C 空中線電力 実効 輻射電力 大変 実効 軽射電力 	情が同条第1項各号に適合していると認める 予備免許を与える。 (5) D ときは、①の(1)の期限を延長することがで D 業務取扱時間

		_	局の免許がその効力を失った場合について述べたものである。電波法(第24条、第78条及び 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
2	無線局の免割 射を防止する	Fがその効力を るために必要な打	失ったときは、免許人であった者は、 A 以内にその免許状を返納しなければならない。 失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく B の撤去その他の総務省令で定める電波の 昔置を講じなければならない。 30万円以下の罰金に処する。
1 2 3	A 1箇月 1箇月 10日 10日	B 送信装置 空中線 送信装置 空中線	C ①の規定 ②の規定 ①の規定 ①の規定
照ら には ①	し、	内に入れるべき ・入るものとす。 、発射」とは、[打」及び「帯域外発射」の定義について述べたものである。電波法施行規則(第2条)の規定に最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内る。 A 外における1又は2以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを B に影響できるものをいい、高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積を含み、帯域外発射を含
	ないものとす 「帯域外発射	- 0] に近接する周波数の電波の発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものをいう。
2 3	A 必要周波数带 必要周波数带 指定周波数带 指定周波数带	持 特性周済 情報の付	皮数 云送

A-6 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示したものである。電波法施行規則(第4条の2)の規定に照らし、電波の型式の記号表示と電波の型式の内容が適合するものを下の表の1から5までのうちから一つ選べ。

区分	電波の型式の	電	波の型式
番号	型式の記号	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質 伝送情報の型式
1	A 2 A	振幅変調であって両側波帯	デジタル信号である単一チャネルのものであ って変調のための副搬送波を使用しないもの 信を目的とするもの
2	C 3 F	振幅変調であって独立側波帯	アナログ信号である単一チャネルのものファクシミリ
3	D7D	同時に、又は一定の順序で振幅 変調及び角度変調を行うもの	デジタル信号である2以上のチャネルのもの データ伝送、遠隔測 定又は遠隔指令
4	G 1 B	角度変調であって位相変調	デジタル信号である単一チャネルのものであ って変調のための副搬送波を使用するもの 信を目的とするもの
5	R 3 E	振幅変調であって残留側波帯	アナログ信号である単一チャネルのもの 電話 (音響の放送を 含む。)

- A-7 アマチュア局の送信設備の空中線電力の許容偏差に関する次の記述のうち、無線設備規則(第14条)の規定に照らし、この規定の定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
 1 アマチュア局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限10パーセントで下限20パーセントとする。
 2 アマチュア局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限15パーセントで下限15パーセントとする。
 3 アマチュア局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限20パーセントとする。
 4 アマチュア局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限40パーセントとする。
 A-8 擬似空中線回路の使用に関する次の記述のうち、電波法(第57条)の規定に照らし、この規定の定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
 1 無線局は、電波の発射前には、なるべく擬似空中線回路を使用して送信機が正常に動作することを確かめなければならない。
 2 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、受信空中線と電気的常数の等しい擬似空中線回路を使用しなければならない。
 3 無線局は、電波が装第18条 (変更検査)の検査に際して運用するときは、擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 3 無線局は、電波法第18条(変更検査)の検査に際して運用するときは、擬似空中線回路を使用しなければならない。 4 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならな いし **A-9** 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則(第22条)の規定に照らし、□ に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。 高圧電気(高周波若しくは交流の電圧 A 又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。)を使用する電動発電機、 変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、絶縁しゃへい体又は B の内に収 容しなければならない。ただし、

 C

 のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。 \mathbf{C} 1 300ボルト 金属しゃへい体 無線従事者 2 300ボルト 接地された金属しゃへい体 取扱者 **3** 350ボルト 接地された金属しゃへい体 無線従事者 金属しゃへい体 **4** 350ボルト 取扱者

A-10 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法(第 5 2 条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、A を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、B 、交通通信の確保又は C のために行われる無線通信をいう。

ABC1 有線通信財貨の保全電力供給の確保2 有線通信災害の救援秩序の維持3 電気通信業務の通信災害の救援電力供給の確保4 電気通信業務の通信財貨の保全秩序の維持

- A-11 一般通信方法における無線通信の原則に関する次の記述のうち、無線局運用規則(第10条)の規定に照らし、この規定の定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、通報の送信終了後に訂正しなければならない。
 - 2 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
 - 3 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
 - 4 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。

及	び第261条)の規	定に照らし、	内に入れるべき最も	ら適切な字句の組合せを下の	1から4までのうちから一つ選べ。
(1)	2以上の特定の無	線局を一括して呼び	出そうとするときは	、次の(1)から(4)までに掲け	゛ ざる事項を順次送信して行うものとす
	る。				
	(1) 相手局の呼出符	号 A			
	(2) DE	1回			
	(3) 自局の呼出符号				
	(4) K	1回	\ -	2.715.2.2.2.2.2.2.2.5.5.5	
(2)	(1)の(1)に掲げる相	目手局の呼出符号は、	CQ] (Z C	を付したものをもって代える	っことができる。
	A	В	С		
1	それぞれ2回以下	3回以下	地域名		
	それぞれ3回	3回以下	呼出しの種類		
	それぞれ3回	1 回	地域名		
4	それぞれ2回以下	1 回	呼出しの種類		
				- · · · · ·	長(第52条から第54条まで及び
第	110条)の規定に	照らし、 内に	こ入れるべき最も適り	切な字句の組合せを下の1か	ら4までのうちから一つ選べ。
(1)	無線局は、免許状	に記載された目的又	は通信の相手方若し	くは通信事項の範囲を超え	とて運用してはならない。ただし、
		に掲げる通信につい			
	(1) 遭難通信 (2)) 緊急通信 (3) 3	安全通信 (4) 非	常通信 (5) A (6) その他総務省令で定める通信
2	無線局を運用する	場合においては、無統	線設備の設置場所、	識別信号、電波の型式及び周]波数は、その無線局の免許状に記載
	されたところによら	なければならない。方	ただし、遭難通信に [、]	ついては、この限りでない。	
3	無線局を運用する	場合においては、空	中線電力は、次の(1)及び(2)の定めるところによ	らなければならない。ただし、遭難
=	通信については、この	の限りでない。			
		れたものの範囲内でな			
		B であること。			
(4)	①、②又は③((2)	を除く。)の規定に違	区して無線局を連用	目した者は、1年以下の懲役	又は [C] に処する。
	Α	В	С		
1	重要無線通信	必要最小のもの	50万円以	下の罰金	
2	放送の受信	必要最小のもの	100万円	以下の罰金	
3	重要無線通信	確実かつ十分なもの	の 100万円	以下の罰金	
4	放送の受信	確実かつ十分なもの	の 50万円以	下の罰金	
A-14	次の記述は、モーノ	レス無線通信におけ	る通報の送信の終っ	了及び通信の終了について返	比べたものである。無線局運用規則
(第12条、第13条	、第36条及び第3	8条並びに別表第1	号及び別表第2号)の規定に	こ照らし、 内に入れるべき最
\$	適切な略符号を表す	モールス符号の組合	せを下の1から4ま	でのうちから一つ選べ。	
_			通報がないことを通	知しようとするときは、送信	した通報に続いて次の(1)及び(2)に
	掲げる事項を順次送	信するものとする。			
	(1) A				
	(2) B	*/+ [C 1	な半付けるものしす	スーただし 海上投動要数円	外の業務においては、これを省略す
	ることができる。	C/4, C]] 6	に区旧するものとす。	る。 ににし、何上物助未物り	アトック未分においては、これでは日曜り
			_	_	
-	A	_	В	C	
1	-· · ·	• - • •	• — •	• - • •	
2		•	• — •	• • • - • -	
3 4			- • - - • -	• • • • •	
4	─ ・─ ・注 モールス符号の占 ¾	• 一 • • 線の長さ及び間隔は、簡略(— • — としてあろ	– . –	
	ユ こ ルハ何ケツ点、1	ゕ·ィバ C /入∪ 町間(よ、 町町)	ロヘイなどろ。		

A-12 次の記述は、モールス無線通信における特定局あて一括呼出しについて述べたものである。無線局運用規則(第127条の3

無線局運用規則(第1 選べ。	2条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号)の規定に照	らし、下の1から4までのうちから一つ
1•-	-· ··	
2•-		
3		
4 • - • - •		
注 モールス符号の点、線	の長さ及び間隔は、簡略化してある。	
	且合せのうち、 UTYFPWRGB37 を表したものはどれか。 _ン 、下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。	無線局運用規則(第12条及び別表
1	· ··-· ·· · ·-·	
$2 \cdot \cdot$	• ••-• • • •	-··· · · · · · · · · · · · · · · · · ·
3 • •	• ••-• •	-··· ······
$4 \cdot \cdot$	• ••-• • • •	-··· ······
注 モールス符号の点、線の	D長さ及び間隔は、簡略化してある。	
も適切な字句の組合せる ① 総務大臣は、無線局に対して A ② 総務大臣は、①のもった旨の申出を受ける ③ 総務大臣は、②にいればならない。	経射の停止について述べたものである。電波法(第72条)の規を下の1から4までのうちから一つ選べ。 司の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるもの 「電波の発射の停止を命ずることができる。 命令を受けた無線局からその発射する電波の質が電波法第28条 こときは、 B させなければならない。 より発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるもの	に適合していないと認めるときは、当該 の総務省令の定めるものに適合するに至 のに適合しているときは、
A	В	C
 期間を定めて 	登録検査等事業者を無線局に派遣し、その無線設備を検査	直ちに①の停止を解除
2 期間を定めて	その無線局に電波を試験的に発射	その旨を当該無線局に通知
3 臨時に4 臨時に	その無線局に電波を試験的に発射	直ちに①の停止を解除 その旨を当該無線局に通知
	登録検査等事業者を無線局に派遣し、その無線設備を検査 免許の取消しに関する次の記述のうち、電波法(第76条)の規	
適合するものはどれか。	下の1から4までのうちから一つ選べ。	

A-15 次のモールス符号の組合せのうち、「そちらの伝送は、かなりの混信を受けています。」を示すQ符号を表したものはどれか。

- 1 総務大臣は、免許人が電波法第71条の5 (技術基準適合命令) の技術基準適合命令に従わないときは、その免許を取り消すことができる。
- 2 総務大臣は、免許人が電波法第72条(電波の発射の停止)第1項の電波の発射の停止の命令に従わないときは、その免許 を取り消すことができる。
- 3 総務大臣は、免許人が不正な手段により電波法第19条(申請による周波数等の変更)の規定による指定の変更を行わせたときは、その免許を取り消すことができる。
- 4 総務大臣は、免許人が刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は受けることがなくなった 日から2年を経過しない者に該当するに至ったときは、その免許を取り消すことができる。

A-19 次の記述は、無線従事者の免許の取消し等について述べたものである。電波法(第79条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、無線従事者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めてその $\boxed{\mathbf{A}}$ することができる。

- (1) 電波法若しくは電波法に基く命令又はこれらに基く処分に違反したとき。
- (2) **B** とき。
- (3) 著しく心身に欠陥があって無線従事者たるに適しない者に該当するに至ったとき。

В

A

1 無線設備の操作の範囲を制限 日本の国籍を失った

2 業務に従事することを停止 不正な手段により免許を受けた

3 無線設備の操作の範囲を制限 不正な手段により免許を受けた

4 業務に従事することを停止 日本の国籍を失った

- **A-20** 社団 (公益社団法人を除く。) であるアマチュア局の免許人が総合通信局長 (沖縄総合通信事務所長を含む。) に対して行わなければならない手続に関する次の記述のうち、電波法施行規則 (第43条) の規定に照らし、この規定の定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 免許人は、その構成員を変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長の許可を受けなければならない。
 - 2 免許人は、その構成員を変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長に届け出なければならない。
 - **3** 免許人は、その定款又は理事に関し変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長の許可を受けなければならない。
 - 4 免許人は、その定款又は理事に関し変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長に届け出なければならない。
- A-21 局の技術特性に関する次の記述のうち、無線通信規則(第3条)の規定に照らし、この規定の定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 局において使用する装置の選択及び動作並びにそのすべての発射は、無線通信規則に適合しなければならない。
 - **2** 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。このためには、一般的には、 周波数帯幅を技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持することが必要である。
 - **3** 周波数スペクトルの特定の領域で使用することを目的とする送信装置及び受信装置は、そのスペクトルの隣接領域その他の領域で使用される可能性がある送信装置及び受信装置とは異なる技術特性で設計するものとする。
 - 4 局において使用する装置は、ITU-Rの関係勧告に従い、周波数スペクトルを最も効率的に使用することが可能となる信号処理方式をできる限り使用するものとする。この方式としては、取り分け、一部の周波数帯幅拡張技術が挙げられ、特に振幅変調方式においては、単側波帯技術の使用が挙げられる。
- **A-22** 無線局からの混信を避けるための措置等に関する次の記述のうち、無線通信規則(第15条及び第22条)の規定に照らし、これらの規定の定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 混信を避けるために、宇宙局は、無線通信規則に基づいて電波の発射の停止を要求されるときは、遠隔指令によりその発射 を直ちに停止することができる装置を備え付けなければならない。
 - 2 混信を避けるために、送信局の無線設備及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の無線設備は、特に注意して選定しな ければならない。
 - 3 混信を避けるために、不要な方向への 輪 射及び不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナ

の利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。

4 局が無線通信規則第3条(局の技術特性)の規定に適合していても、そのスプリアス発射によって有害な混信を生じさせる場合には、その混信を除去するため、特別な措置を執らなければならない。

チュア業務・	へ分配されてい	る周波数帯に該当しないも	のはどれか。下の1:	から 5 までのうちから	一つ選べ。
2 14,0 3 18,0 4 24,6	0 0 0 k H z ~ 1 0 6 8 k H z ~ 1 5 9 0 k H z ~ 2	0, 1 5 0 k H z 4, 3 5 0 k H z 8, 1 6 8 k H z 4, 7 9 0 k H z 9, 7 0 0 k H z			
		業務について述べたものて を下の1から4までのうち		(第25条)の規定に	照らし、 内に入れるべ
② アマチ	ュア局は、その作		出符号を伝送しなけれ	<u></u>	マチュア局に適用する。 必要な措置を執ることが奨励さ
Α		В	С		
1 技術特	性に関する	短い間隔で	緊急時		
2 技術特		30分を標準として			
3 すべて		30分を標準として	緊急時		
4 すべて		短い間隔で	災害救助時		
イ 「無線 ウ 「無線 エ 「無線	電信」とは、電流 設備」とは、無線 局」とは、無線	万ギガヘルツ以下の周波数度を利用して、符号を送り 娘を利用して、符号を送り 線電信、無線電話その他電 設備及び無線設備の管理を 無線設備の管理を行う者で)、又は受けるための 記波を送り、又は受け で行う者の総体をいう。	るための電気的設備を ただし、受信のみを	目的とするものを含まない。
					法(第31条)及び電波法施行 0 までのうちからそれぞれ一つ
ばならなり ② ①の総 (1) イ (2) 空中 (3) ①に いるもり (4) 当該 し得る (5) アマ その電 置を備 (6) そのも	い。 務省令で定める。 周波数の電波 線電力 ウ 規定する周波数 規定する周波数 が、	司の免許人が別に備え付け 設備であって、当該設備が 皮数帯幅が、当該無線局が の こ告示するもの	(6)までに掲げる送信 6相手方の無線局によった①に規定する周波 から発射される電波の が動作することを許される	設備以外のものとするってその使用電波の周 数測定装置をもってそ エ を オ 以 れる周波数帯内にある	波数測定装置を備え付けなけれ。 波数が測定されることとなって の使用電波の周波数を随時測定 内の誤差で測定することにより ことを確認することができる装
	75MHzを超 75MHz以下			• •	5 0.05パーセント 10 0.025パーセント

A-23 無線通信規則における次の周波数帯のうち、無線通信規則(第5条)の規定に照らし、この規定の定めるところにより、アマ

内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのう 同じ字句が入るものとする。 注 電気通信事業法第4条(秘密の保護)第1項又は第164条(適用除外等)第	
① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 ア 相手 容を漏らし、又はこれを イ てはならない。	手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内 」た者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
1 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 2 不特定の 5 3年以下の懲役又は150万円以下の罰金 6 特定の 9 無線従事者 10 無線通信	せつ
B-4 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せのらし、その組合せが適合するものを 1、適合しないものを 2 として	
字句 モールス符号 ア CRAIGAVON -・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·· ·- ··· -··· · · · ·
B-5 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、電波法施行規則にこれらの規定の定めるところに適合するものを1、適合しないものア 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携続イ 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処理通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下工及び才においず 無線従事者は、その免許証を主たる送信装置のある場所の見知難とするものについては、その掲示を要しない。 エ 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。 オ 無線従事者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸郷の届出義務者は、遅滞なく、その免許証を総務大臣又は総合通信	のを2として解答せよ。 帯していなければならない。 分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合 て同じ。)に返納しなければならない。 やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困 見したときは、発見した日から1箇月以内に発見した免許証を 籍法(昭和22年法律第224号)による死亡又は失そう宣告
B-6 次の記述は、許可書について述べたものである。無線通信規則 切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。 ① 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、	ア 許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、 要する。さらに許可書には、局が受信機を有する場合には、受 こと及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再
1 その属する国の法令に従って発給し、又は承認した3 設置し、又は運用する5 国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定7 電気通信の秘密9 利害関係者	2 無線通信規則に従って発給する4 無線設備を所有する6 その属する国の法令8 無線通信の規律10 第三者

B-3 次の記述は、無線通信(注)の秘密の保護について述べたものである。電波法(第59条及び第109条)の規定に照らし、